

一般社団法人北海道農業会議臨時總會議案

日 時：平成29年8月24日 14時30分

場 所：札幌市・北海道自治労会館

一般社団法人北海道農業会議

(<http://www.hca.or.jp>)

一般社団法人北海道農業会議臨時總會次第

日 時：平成29年8月24日 14時30分
場 所：札幌市・北海道自治労会館

1 開 会

2 会長挨拶

3 議事録署名者指名

4 議 事
議案第1号 一般社団法人北海道農業会議の役員を選任（補充）について

5 閉 会

議案第 1 号

一般社団法人北海道農業会議の役員を選任（補充）について

役員の辞任にともない、「一般社団法人北海道農業会議役員候補者選考規定」に基づき推薦のあった役員候補者について選任願いたい。

なお、選任された場合の任期は、定款第 28 条第 3 項に基づき、前任者の任期の満了する時（平成 30 年 6 月の総会の終結の時）までとする。

- 1 定款第 24 条第 1 項第一号イに規定する理事の辞任にともない、一般社団法人北海道農業会議役員候補者選考規程第 3 条第 2 項に基づき選考された役員候補者について
- 2 定款第 24 条第 1 項第一号ニに規定する理事の辞任にともない、一般社団法人北海道農業会議役員候補者選考規程第 3 条第 2 項に基づき選考された役員候補者について

以上提出する。

平成 29 年 8 月 24 日

一般社団法人北海道農業会議
代表理事会長 岡村 雅敏

参考 1 非営利型一般社団法人北海道農業会議定款（抜粋）

参考 2 一般社団法人北海道農業会議役員候補者選考規程

(参考 1)

非営利型一般社団法人北海道農業会議定款（抜粋）

第 6 条 この法人は、この法人の目的及び業務に賛同又は賛助する個人または団体であつて、次項の規定によりこの法人の会員となつた者をもつて構成する。

2 この法人に次の会員を置く。

- 一 普通会员
- 二 賛助会員

3 前項の会員のうち、普通会员をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

4 普通会员たる資格を有する者は、この法人の目的及び業務に賛同する個人であつて次に掲げる者とする。

一 北海道内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が 1 名に限って指名した委員

二 農業に関し学識経験を有する者で理事会が指名した者 10 人以内

5 前項に掲げる個人のほか、この法人の目的及び業務に賛同する次に掲げる法人及び団体は普通会员たる資格を有する。

一 北海道内の市町村

二 北海道農業協同組合中央会

三 北海道農業共済組合連合会又は特定組合（農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）第 53 条の 2 第 4 項の特定組合をいう）

四 ホクレン農業協同組合連合会、北海道信用農業協同組合連合会、北海道厚生農業協同組合連合会、北海道の区域の全部又は一部をその区域とする農業協同組合及び農協協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会北海道本部、北海道の区域内に住所を有する全国段階の農業協同組合連合会の北海道本部及び農林中央金庫の支店

五 北海道農業公社、北海道土地改良事業団体連合会、北海道農業信用基金協会、北海道酪農協会

六 その他北海道の区域内に住所を有し、かつ農業の改良発達を図ることを目的とする団体

6 賛助会員は、この法人目的及び業務に賛助し、その業務を推進する個人及び団体とする。

第 8 条 この法人の普通会员及び賛助会員となろうとする者が入会する場合、会長が別に定める所定の様式による申し込みをし、理事会において、その承認を受けなければならない。ただし、第 6 条第 4 項第 2 号の会員になろうとする者が入会する場合はそのかぎりではない。

2 前項の規定にかかわらず、第 6 条第 4 項第 1 号の普通会员たる資格を有する者については、その申し込みをもつて、この法人の普通会员として入会するものとする。

3 法人及び団体会員にあつては、この法人に対して法人及び団体を代表して権利を行使する 1 名の者（以下、「会員代表者」という。）を定め、会長にその旨を提出するものと

する。会員代表者を変更した場合は、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

第20条 総会に出席できない普通会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人、電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面の送付又は電磁的方法での送付による議決権の行使は、総会の日時の前日の業務時間の終了までにこの法人に到達しないときは無効とし、それまでの間に同一方法で複数到達したときは最後に到達したものを有効とする。
- 3 代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。
- 4 前各項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。
- 5 書面及び電磁的方法による議決権の重複行使は行えず、重複の際は、書面による決議を有効とする。

第24条 この法人に次の役員を置く。

一 理事 10名以上22名以内

イ 第6条第4項第一号会員から14名以内

ロ 第6条第4項第二号会員から2名以内

ハ 第6条第5項第一号会員の会員代表者から2名以内

ニ 第6条第5項第二号・第四号会員の会員代表者から2名以内

ホ 第6条第5項第三号・第五号・第六号会員の会員代表者から2名以内

二 監事 2名以上3名以内

イ 第6条第4項第一号・第二号会員から3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長とするほか、必要があるときは1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び副会長をもって、一般社団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(参考2)

一般社団法人北海道農業会議役員候補者選考規程

(目的)

第1条 本規程は、非営利型一般社団法人北海道農業会議（以下「農業会議」という。）定款（以下「定款」という。）第25条第1項（役員を選任）を円滑に行うことを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、定款第24条に定める農業会議理事及び監事候補者の選考に適用する。

(理事候補者の選考方法)

第3条 理事候補者の選考は、定款第24条第1項第一号イからホまでの区分毎に、以下の各号に定める方法により取り進める。

- ① 定款第24条第1項第一号イに規定する理事の候補者は、北海道内の各地方農業委員会連合会が、当該地方農業委員会連合会に所属する定款第6条第4項第一号に定める普通会員からそれぞれ1名に限り推せんするものとする。
 - ② 定款第24条第1項第一号ロに規定する理事の候補者は、定款第6条第4項第二号に定める普通会員から2名以内を、その互選により推せんするものとする。
 - ③ 定款第24条第1項第一号ハに規定する理事の候補者は、北海道町村会及び北海道市長会が、北海道町村会及び北海道市長会に所属する定款第6条第5項第一号に定める普通会員の会員代表者から、それぞれ1名に限り推せんするものとする。
 - ④ 定款第24条第1項第一号ニに規定する理事の候補者は、定款第6条第5項第二号及び第四号に定める普通会員の会員代表者から2名以内を、当該普通会員の互選により推せんするものとする。
 - ⑤ 定款第24条第1項第一号ホについては、定款第6条第5項第三号、第五号及び第六号に定める普通会員の会員代表者から2名以内を、当該普通会員の互選により推せんするものとする。
- 2 定款第28条第1項に定める理事の任期中に欠員が生じた場合は、欠員が生じた理事の定款第24条第1項第一号イからホの区分毎に、前項各号に定める候補者の選考を行うこととする。

(監事候補者の選考方法)

第4条 監事候補者の選考は、北海道内の各地方農業委員会連合会が、当該地方農業委員会連合会に所属する定款第6条第4項第一号に定める普通会員からそれぞれ1名に限り推せんした者および、定款第6条第4項第二項の普通会員から1名に限り互選された者により構成する監事選考会により行うものとする。

- 2 監事選考会の委員長は、委員の互選による。
- 3 定款第28条第2項に定める監事の任期中に欠員が生じた場合は、第1項に定める監事選考会に諮り候補者を選考することとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年 6月21日（第81回総会の日）より施行する。